

特定商取引法及び預託法の制度の
在り方に関する検討委員会
第6回 議事録

消費者庁取引対策課

第6回 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会

1. 日 時：令和2年8月19日（水）14：00～16：00

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用220会議室

3. 議 題

（1）事務局からの説明

（2）意見交換

4. 出席者

（委員）

河上委員（委員長）、荒井委員、有田委員、池本委員、大森委員、鹿野委員、高芝委員、辻委員、永沢委員、樋口委員、正木委員、増田委員、松岡委員、万場委員、吉村委員

（消費者庁）

衛藤内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、伊藤長官、高田次長、片桐審議官、笹路取引対策課長

（オブザーバー）

独立行政法人国民生活センター松本理事長、経済産業省、警察庁、金融庁

○河上委員長 それでは定刻になりましたので、第6回「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」を開催いたします。

本日は御多忙のところ、そして大変な酷暑の中、委員の皆様におかれましては御参集をいただきましてありがとうございます。また、本日は後ほど衛藤晟一消費者及び食品安全担当大臣にも御出席いただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。本日御用意しました資料ですが、議事次第に記載のとおり、資料1といたしまして「委員等名簿」、資料2といたしまして「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書（案）」と、この2つをお配りしてございます。御確認いただければと思います。

なお、今日の議論の終わりの部分で、15時40分頃を目途にプレス取材の方が入り、撮影等を行う予定になっております。その旨御承知おきいただければと思います。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思います。資料2「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書（案）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。それでは報告書（案）につきまして御説明させていただきます。これまで委員の皆様にご議論いただいた内容を事務局としてまとめました。その内容について御説明させていただきます。

資料2のページをめくっていただきまして、目次がございます。その順番に御説明させていただきます。

ページ1の「Ⅰ はじめに」から、3ページ目の「Ⅱ 検討を行う際の視点」にかけて、まず御説明させていただきます。「はじめに」から「検討を行う際の視点」に書いてございます3つの主な柱がございます。

1つめは、消費者の脆弱性につけ込む、より巧妙な悪質商法による被害が増加しているという実態でございます。消費者被害を発生させる悪質な事業者、河上委員長が1回目におっしゃられた言葉によりますと、「共通の敵」という言葉を使って、これまでの議論の1つの大きな共有された概念と位置付けられてきたわけでございますけれども、そうしたものにターゲットを絞った抜本的な制度改革を実行すべきだということが1点目です。

2点目といたしましては、デジタル化の進展によって、新しい取引、例えばデジタル・プラットフォームを介した消費者取引ですとか、場合によってはデジタル技術を巧みに使った、そういった悪質商法も含めてですけれども、色々な課題が出てきています。もちろんデジタル分野を初めとした、将来のイノベーションを阻害しないように、最大限配慮するということが大前提でございますけれども、将来のこうした経済活動、産業の発展のためにも、あるいは消費者がより安心してこのデジタル分野での取引ができるように、しっ

かりと共通の基盤となるような、そういった取引環境を作っていくことが大事だろうということが2点目です。

それから3点目でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という観点から、まさに新しい日常、新たな日常というものが模索されていて、そうした中で、消費者の行動にも大きく変化が見られることが見込まれています。そうした変化に適切に対応しながら、劇的な環境変化ですので、消費者が不安をできるだけ払拭して、安心して透明性のある取引環境の中で暮らしていくことができるような環境整備を行っていくことが不可欠だという視点でございます。

その上で4ページ目からでございますけれども、具体的な方策についてまとめてございます。「Ⅲ 消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」というところでございます。取引の際の状況次第で、あらゆる消費者が脆弱性を有していると捉えるべきだということを基本的な認識として据えてございます。こうした消費者の脆弱性ですとか、あるいは経済学の言葉でいえば限定合理性とも言えるのかもしれませんが、そういったものにつけ込んで不当な利益を追求する悪質商法に対して、厳正に対処していくことが必要であろうということでございます。具体的には、以下に述べますような制度的な措置と執行体制の強化というものが、「車の両輪」で必要になってくるということでございます。

まず1でございますけれども、「販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」ということで、販売を伴う預託等取引契約は、預託法において原則禁止とすべきであるということでございます。その際、禁止の対象となる範囲の明確化等をしっかりと実務的に検討した上で、所要の法制上の措置を講じるべきであるということでございます。あわせて、現行の預託法の特定商品制を撤廃するとともに、預託取引一般についても広告規制の新設ですとか、民事ルールの充実ですとか、抜本的な見直しを行うことが必要だということでございます。

他の法令に基づく枠組みで消費者保護の観点の規制が既に行われている場合など、必要最小限の範囲で適用除外を設ける方向で、その範囲の明確化を実務的に検討すべきであるということでございます。この際、潜脱とかが無いように、その点はきっちり詰めた検討を行う必要があるとまとめてございます。

それから2番目、「消費者被害の拡大防止等を図るための措置」ということでございます。特定商取引法において、合理的な根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合は行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定がありますが、その対象となる行為を拡大すべき、ということでございます。具体的には、過量販売などを対象に追加することが必要であるということでございます。この他、特定商取引法の運用状況を踏まえて、制度的に必要な措置を講じていくことが必要であるということでございます。

特定商取引法及び預託法の法執行につきましても、体制の強化を含めました様々な取組を進めていくことが必要であろうということでございます。その場合、国の中での体制はもちろん、地方公共団体の役割も大事でございますので、特商法を中心とした執行体制の強化ですとか相談体制の充実も含め、こういった消費者行政を実効的ならしめる体制をき

つちり整備していくことが大事であるということでございます。

それから、消費者庁等の行政処分を、消費者被害の回復の際に円滑に活用できるようにするための取組も実施することが重要であるということでございます。

それから7ページ目の、「IV 経済のデジタル化・国際化に対応したルール・環境整備等」でございます。デジタル化の進展に伴いまして、消費者も利便性ですとか、多様な選択肢、多様な取引の形態、こういったものを享受できる時代が到来しています。今までと格段に違う便利さですとか選択肢の広さというものが実現しているわけで、そういった意味では消費者の取引についても非常に充実したものになっています。

他方でインターネット上では、場合によってはクロスボーダーでも、消費者被害を発生させるといった事案も生じています。こういったデジタル取引というものは消費者にとってもかけがえの無い存在ですし、我が国の経済成長という意味からも非常に重要な分野であるということは疑いの無いところでございますので、こうしたデジタル市場において信頼性のある環境、信頼と安全に根ざした消費者デジタル市場がきっちり育っていくように、ルールの整備ですとか環境を整えていくということが喫緊の課題であるということでございます。

1でございますけれども、「詐欺的な定期購入商法」への対応」ということであります。まさに消費者を騙すように定期購入をさせてしまうといったような、本意ではない、そういう契約をさせるような行為を念頭に、特定商取引法における、顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等に関する規制を強化していくべきということでございます。また、こういった意に反して申込みをさせるような行為に関連して、解約ですとか解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、必要な民事ルールも創設していくべきだということでございます。

また、特商法に基づきまして、現在でも「インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドライン」が定められておりますけれども、必要な見直しを早期に実施しまして、法執行を同時に強化していくことが必要であるということでございます。

それから2番目、8ページになりますけれども、「デジタル・プラットフォームを經由した取引等への対応」ということでございます。オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の特定商取引法上の表示義務の履行の確保、それから法執行を行うときに販売業者等に対してきちんと追跡ができるような、そういった状況が確保されるように、特定商取引法の見直しを含めた所要の方策を検討していくということでございます。

また、消費者庁とデジタル・プラットフォーム企業等との定期的な情報提供ですとか、情報交換の場を設定することも必要ではないかということでもあります。こうした検討の具体化に当たっては、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」における議論等も踏まえながら進めることが望ましいということでございます。

それから9ページ目の、「3 国際化への対応」ということでございます。クロスボーダーでの電子商取引などが急速に増加しています。内外の事業者に対して法の適用と執行がまちまちであってはならないということございまして、国内事業者と海外事業者との法の適用と執行に関するイコールフットィングをしっかりと確保していくということでございます。そのために、消費者庁が外国当局と執行協力を行いまして、国境を越えて行われるような悪質事業者にも厳正に対処していくことが必要であるということでもあります。実務上の取組を積極的に進めるとともに、制度的な措置も見当していくことが必要であるということでもまとめてございます。

それから10ページ目の、「V 「新たな日常」における課題への機動的な対応」ということでございます。「新たな日常」が模索される中で、自宅にいる機会も全ての国民にとって多くなっているような状況で、そうした状況を逆手に取った悪質事業者の活動というのも見取れるわけでございます。例えば、自宅に留まっている消費者をターゲットに、マスクやそういったものの「送り付け商法」などというものも見られます。現在でもネガティブ・オプションについて特定商取引法で規定があるわけですが、ネガティブ・オプション、こういった「送り付け商法」については、消費者が代金支払義務をそもそも負っていないということをしっかりと周知していくということでございます。その上で、諸外国の法制も参考にしながら、特定商取引法上で必要な制度的措置を検討していく、講じていくことが必要であるということでもあります。

それから、トイレ修理ですとか水回り修理等の「暮らしのレスキューサービス」に関連しましても、詐欺的な手口による消費者トラブルが発生しているということでございます。違反事業者に対する特商法上の執行の強化など、厳正な対応を取っていくことが極めて重要になっているということでございます。

それから12ページ目の「VI 今後の検討課題」と、次の13ページの「VII おわりに」にかけてのところでございます。今後につきましては、消費者庁は提言された事項等について、実務的かつ法技術的な観点から更なる検討を行った上で、早期の実現を図っていくべきであるということでございます。

それから、全体の方針を形づくる基本的な考え方でございますけれども、「必要な制度改革と厳正な法執行」というのが1点目。それから、「産業界の自主的な取組とそのため事業者に対する啓発等の支援」、それが2点目。それから3点目、「消費者の賢く適切な判断を導くような様々な取組」。この3つを、まさに「三位一体」で行っていくことが不可欠であるということでございます。その上で、特定商取引法と預託法の分野において、今後、「三位一体」に基づきまして必要な制度改革をまず行っていくことが大事だということで、今回の報告書（案）としてまとめさせていただいております。事務局からの資料2に関しましての御説明は以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今事務局から説明しました報告書（案）について、委員の皆様から御意見があればお願いいたします。

なお、事務局への御質問があった場合は、皆様から御発言をいただいた後で、まとめて事務局からお答えすることといたします。

なお、御発言される際は、手前にネームプレートがございますが、これを立てていただいたら事務局の方から発言者の手元にハンドマイクをお持ちいたします。それで、時間ですけれども、たくさん御意見をいただくのは結構なのですが、あまり長くなってもよろしくないと思いますので、恐縮ですが、お1人3分を厳守して御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。それでは、増田委員からお願いします。

○増田委員 増田でございます。先に発言させていただいて申し訳ありません。

この度の報告書の作成につきましては、河上先生、消費者庁に大変感謝申し上げたいと思います。

販売を伴う預託等取引を禁止することについて賛成いたします。豊田商事事件以降35年経ちますけれども、類似の大型事件が繰り返されて被害回復もほとんどできませんでした。加えて一番の問題は、高齢者の状況につけ込む勧誘方法が実に消費者心理を把握した勧誘であって、現在の悪質商法のお手本となってきたことです。これまで、新しいビジネスの機会を失うことのないようにという配慮の下、規制が無かったも同然のように思いますけれども、本質的に詐欺的・欺瞞的な性質を有し、行為それ自体が無価値であると捉えることが相当という報告書は、歴史的な判断であると思っております。消費生活相談員の現場で長い間苦い経験をしてきた全国の消費生活相談員は、原則禁止の実現に大きな期待をしております。また、報告書に記載していただいたとおり、特商法の規定以上の実効性のある規定と、消費者庁の主導の下、金融庁、他の省庁との連携、他の法令による執行も強化していただきたいと思っております。

次に詐欺的な定期購入商法ですけれども、定期購入の契約であることが分かりにくいケース、定期購入であることが分かっても解約が困難であるケースの両方が悪質であると考えています。危害・危険の可能性のある健康食品・化粧品を試してみたいという消費者心理に訴える「お試し」という言葉を使うのであれば、まさしくお試しだけの取引として、その後に改めて申込をすることで定期購入契約が成立するということが普通の商取引ではないかと思っております。

ネガティブ・オプションの禁止、あるいは一切の支払義務を負わないということについての明確化は是非お願いします。支払請求はなくても送り付けられると不安に思うことから、コロナウイルス感染症拡大に便乗したマスクの送り付けについて、相談が激増しました。PRのために消費者に送る場合は、PRであることや規約等、費用負担が無いこと、廃棄してよいこと、個人情報はどこから取得したかなどについて表示する義務を課していただきたいと思っております。

最後に特定継続的役務提供の新たな対象の追加とか、あるいはモデル・タレント教室、スポーツジム、資格取得、そしてトイレ修理や鍵修理、消費者トラブルが長い間発生して

いる業種があります。特商法の改正についての検討を引き続きお願いいたします。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは松岡委員、お願いできますか。その次は正木委員にお願いします。

○松岡委員 日本消費者協会の松岡でございます。前回、私のパソコンのマイクの調子が悪くて、発言がほとんど通じなかったようで申し訳ございませんでした。前回の発言の内容の大方は意見書として当日出しておりますので、見ていただければと思います。

本日は時間も無いことですので、あと皆様のおっしゃる、特に消費者側の方のおっしゃるのとダブるといけないので、私はできるだけ特定適格消費者団体のことを中心にお話したいと思います。

その前に、やはり画期的なのは、販売を伴う預託商法の原則禁止ということを打ち出していただいたことだと思います。本当にそういうことができるのかなと思いがらの始まりだったものですから、これは大変ありがたいことというか、今まで大規模な被害者を生んできましたので、ここら辺で何とかしないといけないと思いますので、頑張ってくださいと思います。また、預託法全体の見直しということも報告書の中には取り上げていただいています、指定商品制の廃止など是非実行していただきたいと思っております。

適格消費者団体の問題ですけれど、割に適格消費者団体は日陰の存在みたいどころがありまして、私ども支援している方はいつも苦勞しているわけです。預託法でも広告規制や勧誘規制の強化にあたって、適格消費者団体に差止請求権を盛り込むということをやったいただきました。これは本当に被害の拡大を差し止めるのには重要な役割を、適格消費者団体は果たすことになると思います。ただ、適格消費者団体自体は情報を収集するという権限がありませんので、是非、立証責任を相手側に転換する規定を取り込んでいただきたいと思います。

それからまた、特定商取引法においても、消費者庁が実施した行政処分を被害回復のために活用できるように、特定適格消費者団体が行う共通義務確認訴訟の実行に資するような措置を是非規定してください。そういうことがないと、現実的に消費者への被害回復が行えない状態になっています。それから、この件については産業界の御懸念もあるようですが、現に多数の被害者がいて、その人たちの救済のためのもので、特定適格消費者団体というのは非常に厳しい国の審査だとか管理を受けていて、全国に3団体しかございませんので、前回、笹路課長から御説明もありましたけれども、御理解いただきたいと思えます。

それから、定期購入、通信販売の件ですけれど、これも早期是正のためには、やはり適格消費者団体の差止というのを導入していただくようお願いしたいと思います。時間もかかっているようですのでこれで締めさせていただきますが、是非この報告書の中を実現化していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは正木委員、お願いします。

○正木委員 河上委員長、消費者庁の皆様にご尽力いただきまして、この検討会の報告書

取りまとめまでたどり着けたということで、非常によかったと思います。やはり、これからが大事だと思っております。

具体的にこの後内容を詰めていくという作業が重要だと思っております。例えば、今も言及がございましたけれども、「Ⅲ 消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化」「1 販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等」の5段落目の預託法の規定の適用除外につきまして、これも池本委員が検討の過程でうまく図解をしてくださいましたけれども、どういうふうに預託法の規定の適用除外がうまく書ききれるか。条文に書くときに、例えばリースモーゲージや、本社ビルのリースバックなどが間違えて預託法の規定上の禁止にならないように上手に書くというところで、悪質事業者、いわゆる「共通の敵」は同じように見えているのですけれども、条文の書き方などを間違えないようにしないとダメです。「2 消費者被害の拡大防止等を図るための措置」の1段落目の、「行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の対象となる行為の拡大」も、この趣旨は皆さん思いは同じなのですが、この具体的な運用指針の書き方を上手にしないと、やはり資料の提出のときに結局困ってしまっとうまく機能しないということになるのが一番よくないと思います。

「Ⅳ 経済のデジタル化・国際化に対応したルール・環境整備等」の「1 「詐欺的な定期購入商法」への対応」の2段落目にも、「違反のおそれのあるサイト等へのモニタリング等を外部の専門的リソースも最大限に活用して法執行を強化する」と書かれており、なるほど、民間活力を活用していただいて、様々な場面で使うのだなということは分かるのですけれども、一方で権限を持った捜査機関ではないところが、7ページの注の15に書いてありますけれども、デジタル・フォレンジックといったところまでやるのは、いってみれば警察が私立探偵を使って何かものを調べるようなことをやるというわけですから、これは条文の書き方も含めて、他の法規制への影響なども含めて齟齬が起きないように、権限をどういうふうにもうまく授権していくのかということを考えて条文を書かないといけないだろうと思います。その後の解約権等の民事ルールの創設という記述につきましても同じように権限授権に係る条文の書き方等が焦点になるかなと思います。

それからデジタル・プラットフォーマーの皆様は、「所要の方策」という表現、「2 デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応」の1段落目の、オンライン・ショッピングモール等における販売業者等の特定商取引法の表示義務の履行確保及び法執行時の販売業者等に対する追跡可能性の確保のための、特定商取引法の見直しを含めた「所要の方策」と、官民のコミュニケーションの円滑な促進を図るための会議体（協議体）の設置・新たなメカニズムの構築に向けた制度的な措置を含めた「所要の方策」という2つの種類の表現がありますが、ここのところをしっかりとまとめたいというようにおっしゃっておりますので、「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」で検討されることだとは思いますが、是非ここのところをしっかりとまとめたいというように思います。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは池本委員、お願いいたします。

○池本委員 池本でございます。

まず今回の検討委員会で最初に、悪質商法というものが消費者にとってだけではなく、健全な事業者も含めた「共通の敵」である、そこにターゲットを絞って議論を進めようというふうに河上委員長から方向づけていただいた。そのおかげで、それぞれの論点について非常に明確な方向性が打ち出せたという点は感謝申し上げたいと思います。

私個人的には、特にこの販売預託取引に関してです。1985年の豊田商事事件に取り組み、被害者2万9000人、被害額2000億円という大規模被害ですが、ほとんど救済ができなかった。その翌年の1986年に現行預託法が制定されましたが、残念ながら内容が不十分で、主な事件だけでも1兆円を超える被害をこれまで繰り返してきた。それが約35年を経て、何とか抜本的な改正で被害を再発防止できるのではないかと、そういう方向づけができたということは、非常に感慨深いものがあります。問題は、これを来年の春に向けて具体的な法制度として作っていく要件を詰めて、漏れが無いように、隙間が生じないようにきちんと手当をしていただく。事務局は大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

この預託法に関連して2点申し上げます。1つは報告書の6ページにも出ています執行体制の強化というところです。特商法や預託法の見直し、立案作業で相当手を取られるだろうと思いますが、その間に現に発生している悪質商法の被害が放置されては困ります。その意味では、執行の部隊を現在以上に大幅に増やして、そういう点について遺漏なきようにしていただきたいということが1点です。

もう1つは、この6ページにも、都道府県も含めてという言葉がありますが、実は現行預託法は執行権限が消費者庁だけです。地方経産局に対する権限委任も無いし、都道府県に対する権限付与もありません。特定商取引法はその両方があります。ちなみに2019年度、昨年度の特商法の執行件数を確認したところ、これは消費者庁と経産局を含めて国が89件、都道府県が87件です。ほとんど同じぐらいやっている。であるとすれば、都道府県にも権限を付与して、早い段階で小さな段階でも早期に摘発できるような、これは5ページのところで見直し事項に、これこれの規定など見直しを行うと、「など」という言葉があるので、今の点も検討課題として含めていただけないか思いますので、是非今のようなどころも含めて検討をお願いしたいと思います。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは国民生活センターの松本理事長、お願いいたします。

○松本理事長 どうもありがとうございます。国民生活センターの松本でございます。

この報告書（案）の本文の部分につきましては異論はございません。我々が問題提起をいたしました、「暮らしのレスキューサービス」を巡る問題についても取り上げていただいたことに感謝申し上げます。また、8ページに、デジタル・プラットフォーム企業他を構成員として、官民のコミュニケーションの円滑な促進を図るための会議体を設置しようと

いう提案がされております。国民生活センターとしても、この会議体に積極的に参加していきたいと思っております。ここでは12ページに書かれております「今後の検討課題」につきまして、相談現場から何点か申し上げたいと思います。

まず1つ目は、「①特定継続的役務」に係る問題でございます。特定継続的役務は、政令で役務を指定されているという、どちらかという古いとか慎重な仕組みですので、そこうまくはまってこないタイプ、周辺のタイプのサービスから来るトラブルというのが現場にたくさん来ております。

例えば、医師以外が行う増毛・発毛サービスとか、整体とか、マッサージなどです。エステティックは入っておりますが、セルフエステ、あるいはセルフホワイトニングというのが入っていないという問題。

エステの中でも少し特殊な問題が最近出てきているようで、これは5年間施術が受けられると説明されて契約しているが、書面上は契約期間3か月と大変短く、3か月を経過してから中途解約を申し入れると、もう契約期間は満了だから中途解約ができないということで、あらかじめ払っている実質5年間のサービス料金が返ってこないというような、これは脱法行為じゃないかと思われるのですけれども、そういうトラブルが発生しているようです。

美容医療は入っておりますが、美容医療に該当しないものとして、医師が行う薄毛の治療、AGAとかいうものが相談事例に挙がっています。また、パソコン教室に該当しないものとしてプログラミング教室、単に名前だけを変えてやっているケースもあるでしょうが、周辺のサービスの方に問題がシフトしてきているというような傾向があるのではないかと思います。

次に、2つ目の「アフィリエイト広告における違反行為への対応」という問題でございます。トラブルの多くが、間にアフィリエイト広告が介在する形で最終的に事業者のページから注文するというケースで生じていることが多いわけですが、このアフィリエイト広告の扱いが、販売事業者からは、広告会社に業務を委託しているので広告の存在や内容を把握できないとして、自分たちは関係が無いと主張するケースがありますし、他方で、アフィリエイト広告を掲載しているところのSNSやニュースサイト、検索サイト等の運営事業者から見れば、中身までチェックできないのだということを言っておりまして、どちらからも、私達は関係が無いと言わんばかりのアフィリエイト広告について、きちんと位置付けていただきたいと思っております。

最後に、3つ目ですけれども、事業者と消費者との境界が曖昧になってきているのではないかとしまして、インターネットオークションに関しましては、どういう場合が販売業者に当たるかというガイドラインがあるわけですが、現在、より大きな問題になっておりますフリマサービスとか、サービスのシェアエコに当たるようなものにつきましては、適切なガイドラインが無いわけなので、このところをきちんと埋めて指針を示していく必要があるだろうと思っておりますし、特商法が適用されるかされないかという

問題を越えて、より健全なC to Cの取引がきちんと進むような手引きというかガイドラインを作る必要があるのではないかと思います。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは永沢委員、お願いいたします。

○永沢委員 ありがとうございます。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の永沢でございます。

最初に、この度は報告書の取りまとめ、本当に大変だったと思いますけれども、事務局と、それから委員長の河上委員長には本当に心から御礼を申し上げます。そして、やはり委員長が最初に「共通の敵」という言葉をおっしゃっていただいたことで、検討委員会のメンバー全体が1つにまとまることができました。松岡委員からもお話がありましたように、私も当初は販売預託商法に関しては登録制で行くべしと考えていたのですが、ここはこれほどの悪質なものを放置するというのは社会正義に反するということであり、やはりこれは禁止であるべしということを検討委員会の意見として打ち出せたことは本当に良かったと思っております。

また、大変難しい球を投げた分、これからの立法作業は、事務局の皆様、本当に御苦勞を極められるだろうとも思っておるのですが、我々検討委員会のメンバーとしてできることは、消費者庁やその他関連省庁の方々が、これから立法に向けて動きやすいように、国民の声をまとめていくこと、なぜ禁止が必要なのかという意見を盛り上げていくことと思っております。これで終わりではなくて、今後は勉強会などを全国で開催していく必要があるのではないかと考えております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私はもともと金融の分野の消費者活動から消費者活動を始めてきております関係で、金融庁で扱っている金商法の集団投資スキームには深い思い入れがございます。規制緩和が始まった2000年頃から、本当に一般の人の中で投資トラブルが増えて参りました。そして金商法を制定して集団投資スキームで投資話を規制する枠組み、動きができたことは、私としては消費者保護の点で大きな前進でした。ところが、はっと見たらもっと横を見たら、販売預託商法という形で悪質な業者が金商法の集団投資スキームをすり抜けて横ですごく大きな被害を出し続けている。本当にこれは許されないことと思っております。今回、この販売預託商法を禁止で出せたということで、冒頭に申し上げましたように、大きな一歩を踏み出せたと思っております。その分やはり、正木委員の方からもありましたけれども、隙間がある可能性もありますので、この法の隙間に消費者が落ちて、被害者を生むことのないように、シームレスな横断的な省庁を超えた取組が必要で、今回のこの取組プラス、続けてすぐにその横でも連携いただくことをお願ひし、また、省庁間で執行も含めて連携をお願ひしたいと思ひます。

そして最後に一言。これから健全な市場づくりのためにということで「三位一体」というこの言葉で締めくくられておりますけれども、消費者の判断を導くための取組、教育というところを、やはりもっと具体化していく必要があると思っております。この部分は私も消費者団体もお力添えできるのではないかと思います。取組の具体化に向けて、協力を

させていただけたらと思っております。

以上、拙い意見ではございましたが、本当に頑張っていたきたい、ではなく、いきましようであるべきと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは樋口委員、お願いいたします。

○樋口委員 各委員から色々お話も出ているところでもありますけれども、私もこの報告書をまとめていただいた委員長及び事務局の御努力に改めて感謝したいと思います。

この報告書の中には新しい消費者行政の方向性を示す重要な考え方が盛り込まれていると思います。消費者の脆弱性につけ込む悪質な商法の問題にどう対応するかとか、限定合理性というお話もありましたけれども、消費者の脆弱性や限定合理性をふまえた上で、市場において消費者と事業者が健全な取引を行えるような環境を整備し、それが消費者の最終的な利益に繋がっていくような、そういう考え方というのが背後にしっかり表れているのではないかと思います。そういう中での対応ということをきちんと書いていただいたところが非常に重要ではないかと思っております。

その上で、各委員からも御指摘がございましたけれども、販売預託についても歴史的な原則禁止という方向性を打ち出していただいていると。具体的な措置に関しては報告書の考え方に従って、これから消費者庁の方も大変とは思いますがしっかりと頑張っていたきたい。関係省庁とも連携をしていただいて、また国会でも、しっかり議論をしていただいて、しっかり法文を作っていただくこと、そしてそれを執行していただくところまで、これから色々細かい点も含めて進めていただければと思います。

私個人も、消費者委員会の中で4年にわたって議論をしてきたテーマの1つであります。委員会の中では、なかなか消費者の皆様の声を十分にまとめることができなかった部分もございました。そういう意味で、今回この場においてしっかり考え方を整理していただき、具体的な措置を打ち出していただいたということで、是非これを実現していただきたいと思っております。私ども関係する者としても、是非、応援という程の力はありませんが、微力ながらお手伝いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

デジタル・プラットフォームを経由した取引等への対応についても一言だけ申し上げますと、まだ議論が今後展開していくわけですが、これは非常に重要でして、報告書で示された新しい考え方に従って、そういった分野についても更に具体的な内容を固めていただければというふうに思います。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。では大森委員、お願いいたします。

○大森委員 訪問販売協会の大森でございます。私からは4点ほどお願いということで発言をさせていただきたいと思っております。

まず事業者啓発のことです。報告書でいうと13ページの②のところですが、まず特商法に関して訪問販売の分野というところがございますけれども、問題を起こしている本当に一部の特定の業者と言えるのでしょうか、法を無視するというのは論外でございます。そもそも特商法に対する基本理解というのが不十分なのではないかと。あるいは消

費者から寄せられる苦情の対応についても、適切に対処する体制、又はその改善に向けての組織的な取組ができていないという点では、ほぼ共通しているのではないかと思います。こうした事業者から生じるトラブルというものを防止して、取引を改善するというのは、これは以前にも申し上げましたけれども、法の規制を強化するというよりは、やはり法とか商業倫理に対する啓発を徹底するということが重要だというふうに考えています。

その意味でいうと、この報告書の13ページの②に記載されている事業者啓発という点では、この問題を多く発生させる商材というものはほぼ特定されているわけです。それを踏まえた上で、商材を販売する業者だけではなくて、その商材を供給しているメーカー、あるいは卸売業者、それらの事業者が加盟している組合とか団体などを巻き込みながら広く声をかけて、行政あるいは関連業界が密に連携を取って、組織的に事業者啓発を行うことが実現できれば、相当に大きな効果が出るのではないかと常々思っております。是非、そういう観点から行政の支援をいただければと思います。

それから2つ目ですけれども、この合理的根拠の過量販売の拡大ですけれども、これは6ページの6行目にございますとおり、運用指針を作っただけということ、これは6条の2とほぼ同様に細かく示していただくことが肝要かなというふうに思っております。

それから3つ目にございますけれども、法執行のレベルの均一化で、9ページの2行目にイコールフットィング、これは国内と海外の違法事業者に対する均一化を目指すということだと思っておりますが、これは通販に限らず訪販にも関係することにございますので、海外という視点だけでなく、国内の地方自治体についても法執行レベルの均一化を図るという点は重要なことだと考えますので、その点を含めまして推進をお願いいたします。

最後にございますけれども、今後この報告書の提言を踏まえ、特商法の改正案が具体化されると思うのですけれども、長年にわたり訪販の事業を営んで、地域では例えば防犯活動、そして高齢者の生活の手助けなどをする、そういう地域社会に貢献するような善良な事業者というのが現にいるわけです。そういう健全な事業者にとって影響が出るようなことのないような制度設計と法の運用について、是非とも配慮をしていただきたいというお願いでございます。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは荒井委員、お願いします。続いて鹿野委員、お願いします。

○荒井委員 日本商工会議所の荒井でございます。

私も今回の報告書（案）の中身は、これまでのこの研究会の議論を反映していると思っております。委員長と事務局の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

得てして事業者と消費者を対立概念で捉えるようなことになりがちですが、今回は、委員長が1回目に言われた「共通の敵」を規制するというを基本にして一致をみたということだと思っております。経済活動は本来自由で、かつ公正に行われるということが大前提だと思っておりますけれども、それを前提に何をどう規制すべきかという点で今回結

果がまとまった、ということで認識をしております。今後、法改正の作業や細かい仕組みの議論が行われていくと思いますけれども、悪質な事業者の排除に繋がって、公正で自由な経済活動がより社会に広がっていくような改正となっていくことを期待したいと思っております。

それから1点だけ、今回の件でということではないのですが、やはり規制をするということはコストがかかる話で、なかなか日本で規制に伴うコストの測定の議論、研究が進んでおりません。是非、消費者庁の方でも、そういった規制する時のコストの問題についての研究をこれから進めていただきたいと思いますと思っております。

仮に将来、新しい問題が出てきたときに、どういう形で規制を行っていくのが社会全体としていいのか、将来の議論に活かしていくような研究がされることを期待したいと思います。以上でございます。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは鹿野委員、お願いいたします。

○鹿野委員 鹿野です。まずは、私も事務局の皆様、そして河上委員長に、この報告書(案)を取りまとめていただいたことについて御礼を申し上げます。内容については異論ございません。ただ、今後のことも含めて3点だけ申し上げたいと思っております。

1つは、既に皆様御指摘なさったように、預託法の改正についてでございます。今回この報告書(案)において、預託法を抜本的に改正するという方針が明確に示されておりまして、とてもうれしく思います。

河上委員長がおっしゃったように、「共通の敵」である悪質な事業者、これをなんとしても排除しなければいけない、これだけ繰り返し巨額の、大きな被害をもたらしてきたこのような手口を許してはならないというような思いで、ここで議論されてきたと認識しております。それが今後食い止められるということを期待したいと思います。

ただ、先ほども御指摘がありましたように、法制化、この考え方を具体化するということところが大事であります。前回も申し上げましたけれども、潜脱を許さないということころに是非御留意いただきたいというふうに思います。

それから、法改正が成った後、執行も大切ですので、執行体制については是非整えていただきたいと思います。これは消費者庁だけにということではなくて、国を挙げて消費者庁をバックアップしてほしいということになるのかもしれませんが、人も要るでしょうし、手口も悪質な商法の手口というのが、ここにも書いてありますように巧妙になり、あるいは複雑化しているということでもございます。そのような手口に対して対応できるような質的な面、専門性ということも含めて対応ができるような執行体制が必要となっていくものと思っております。その点も含めてよろしく申し上げます。

それから第2点は、デジタル市場の問題についてです。これは7ページに、安心でき信頼性のある「消費者デジタル市場」を作るということ、そのための環境整備等が必要なのだということが書かれています。ただ、その具体的な方策については、8ページに大きく2つ書いてはあるのですが、更なる具体的などは今後ということになっていま

す。そこで、これは9ページにも引用されているところの別の検討会で、更に具体的な問題について検討されることを期待したいと思います。

それから最後に、もう時間がありませんので略しますが、12ページに書いてある「今後の検討課題」というところも非常に大切なことばかりなので、これについても是非、引き続き御検討いただきたいと思います。以上です。

○河上委員長 それでは万場委員、お願いいたします。

○万場委員 日本通信販売協会の万場でございます。よろしくお願いいたします。

今回の検討会におきまして、当協会の取組についても高く評価をいただいた部分がありまして、その点については非常に感謝申し上げるところでございます。

何点か意見を申し述べたいのですが、報告書の10ページにもありますように、業界の取組についてエンカレッジしていくと、早急に加速度的に進めるべきというふうに書いてございますけれども、もっと具体的に言いますと、例えば、色々取り上げていただいたのに乗じて申し上げるわけではありませんけれども、当協会につきましては法律上の位置付けの中の団体ということになっていて、会員に関する苦情の解決については法律上も規定されております。ですから、会員は協会の調査指導に従うということに法的にもなっているわけで、会員に関する苦情があった場合に、例えば消費生活センターさんであるとか、あるいは行政の方々の手を煩わせることなく、協会にまず御一報いただければ協会の方で責任を持って解決することができます。是非そうした仕組みを考えていただければと。皆様の御負担をできるだけ少なくするという意味では、苦情相談がないことを願っているわけですが、仮に万が一あった場合はそういうこともできるということで、そういう仕組みを考えていただければというふうに思います。

それと一方で、悪質業者の悪質商法への対応というところは、何度か申し上げておりますけれども、行政機関、あるいは色々な団体に寄せられた苦情相談の中に、悪質商法の芽というのが、必ずありますので、それらの情報を持ち寄って情報連携して、早めに芽を摘み取るということ。そして消費者が予防できる、そういう形の仕組み、情報交換の場を是非設置していただければと思います。そうしないと、このように皆様と法規制もできるとかできないとかいう議論をしたわけですがそれでもまた繰り返します。また、新たな悪質商法がもう既に始まっているかもしれない、その芽をなるべく早く摘まないといけない、そういう早期のアラートの仕組みを是非ともお願いしたいと思います。

それから、委員の方々、皆様お感じだと思いますけど、オンラインの会議は色々トラブルがあったりして、意を尽くせない部分が非常にあったと思います。私自身もそう思いましたので、意を尽くせない部分については意見書を今回も提出しておりますけれども、机上配布もないし、公表もないということですが、これは他の皆様も意見書を出されているかと思いますが、是非とも公表していただきたいなど。我々自身は協会として公表しますけれども、是非お願いしたいと思います。最後、お願いばかりで恐縮ですが、よろしくお願いいたします。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは有田委員、お願いします。

○有田委員 主婦連合会の有田です。今回はこの報告書、非常に納得のできるもので、本当にありがとうございます。今回のこの検討会に関わることができて非常に感慨深いものがあります。

感想になりますけれども、私は4月の第2回検討委員会の際に、私の過去の消費者問題への関わり、経緯も含めて豊田商事事件に関する事などや、今回の検討会に当たっての意見を資料提出させていただきました。当時は何々商法というような悪質な商法がたくさんありました。その当時は30代で、若気の至りというか、怖いもの知らずで会場に潜り込むなどしまして、悪質商法の実態などを消費者教育の一環として消費者団体の機関誌で情報を発信し、注意喚起を行っていました。その様な情報を出すに当たって、悪質な業者からの嫌がらせなどを心配する人もいました。

ただし、その様な情報を出しますと、名前を変え、すぐに事務所を移転するということが往々にしてありました。消費者教育というのはもちろん重要だというふうに思っていますが、それでもなかなか防ぎきれない、追いきれないことが何度もありました。万場さんからも消費者教育は重要という御意見も出されました。その御意見につきましては、本当に私もそう思います。けれども、新たな問題が起こってきますと、消費者教育を行ってもついていけないようなところもあります。皆様は頑張ってください、これからが大変だというふうにおっしゃいました。私も、同様に消費者庁に期待すると同時に、今回、特定商取引法と預託法の法改正を視野に入れこの検討会が立ち上がったというふうに理解しておりますので、私達が心配しなくても頑張っていただけるものだというふうに思っております。

前回の検討会で、Consumers Internationalの事務局長の「脆弱な消費者」の考え方について発言しました。昨年9月に徳島で行われたG20関連の消費者庁主催の国際会議での話ですが、9ページに「国際化への対応」ということをさらっと書かれているのですが、その会場では今後の国際連携について非常に強調されていたというふうに思っております。ちょうど1年経ちます。COVID-19のこともあるとは思いますが、インターネットで色々な情報交換もできると思っておりますので、期待をしております。そういう意味ではこの「国際化への対応」というところでは後退することなく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、海外から個人的にネット購入します。その際には、色々調べて大丈夫だということから買っていますが、今までたまたま詐欺に遭っていないだけの話だと思ひます。泣き寝入りをしている消費者もいるかもしれせん。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○河上委員長 ありがとうございます。それでは高芝委員、お願ひいたします。

○高芝委員 高芝です。私も、本日の報告書(案)は、従来の議論をよくまとめていただいていると思ひます。その前提で、2点だけ付言させていただきます。

まず、4ページから6ページの「販売を伴う預託等取引契約」についてですが、5ページの1行目から2行目で、「禁止の対象となる範囲の明確化等を実務的に検討すべき」と記載されています。「範囲の明確化等」は、禁止のみならず、罰則、民事上無効の前提にもなりますし、また、「販売を伴う預託等取引契約」については様々なパターンがあり得ますので、「実務的な検討」は、法制化に向け、これからの重要な作業になると考えています。

次に、10ページから11ページの「暮らしのレスキューサービス」についてですが、これらの緊急性のある取引については、トラブルが生じやすい傾向がありますので、報告書に記載していただいているとおり、特定商取引法の一層の対応が求められると思いますが、その前提として、当該取引がいわゆる「来訪要請」に当たり、特定商取引法の適用除外とされるか否かが問題となることがありますので、11ページの注25にも記載されているとおり、「来訪要請」についての考え方を通達で明らかにしていただくことは、意義があると考えています。

私の方からは以上です。ありがとうございます。

○河上委員長 どうもありがとうございました。この段階で名札の立ち上がっている方がいらっしやいませなので、事務局の方から簡単をお願いします。

○笹路取引対策課長 ありがとうございます。

今日の会合でも非常に有意義な御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。今までいただきました御意見につきまして、事務局として幾つかお答えや御説明をさせていただきますと思います。

冒頭、まず増田委員の方から、過去の色々な販売預託に係る事件にも鑑みて、今回の方向性についてコメントがございました。豊田商事に端を発する販売預託商法の手口は、お年寄りを狙った悪質な勧誘というものの「お手本」という言葉が使われましたけれども、まさに、違法行為の「悪いお手本」でございまして、そういった過去の悲劇といえますか、過去の問題が二度と繰り返されないような制度をきちんと消費者庁として作っていきたいと思っております。今回委員の皆様の総意でまとめていただいたこの報告書（案）の内容を具体化する過程でしっかりとその辺を踏まえて、過去のそういった現実も踏まえながら、しっかり法制度の在り方について検討していきたいと思っております。もちろん他法令も含めた抜け道のないような形での執行ということもきちんとやっていきたいと思っております。

お試し商法といえますか、消費者の意に反する形での定期購入商法につきましても、必要な制度的措置をきちんと講じていきたいと思っておりますし、ネガティブ・オプション、送り付け商法につきましても、この報告書（案）の内容をしっかりと具体化させていきたいと思っております。

今後の検討課題で、特定継続的役務の追加に係る論点、これは現場の相談員の皆様の声を我々も聞いておりますし、増田委員はじめ全相協のメンバーの皆様からも我々直接話を聞いたりします。他の色々な皆様からのお話も直接聞いたりしていますので、そういった

論点は今後機動的に、この報告書で終わりということではなく、継続的に制度というのは常にアップデートしていくものでございますので、きっちりと対応していきたいと思っております。

それから、松岡委員の方からも意見を頂戴しておりまして、これまでの意見でも販売預託の原則禁止に係る問題提起を中心に、松岡委員からの御指摘について、全体につきましてしっかり対応していきたいと思っております。

適格消費者団体の在り方といいますか位置付け、特に更に特定適格消費者団体のことも含めてですが、やはり法律上で位置付けをきちんとした上で、必要なそういったサポートとかも考えながら現実的にうまくワークするように、我々としてもきっちり知恵を絞っていききたいと思っております。

今までの議論で色々いただいていた今後の課題につきましても、この報告書（案）にありますように、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きお知恵を貸していただきたい、あるいはサポートしていただければと思っております。

それから、正木委員から大変貴重な御意見も賜りまして、ありがとうございます。まず、販売預託の適用除外のところでございます。きちんと法制的に詰めて、問題があるものは必ずカバーしつつ、ゆめゆめ何らか関係のない人に影響があったり、普通の事業活動にも影響があったりといったことがないように、法律の条文ですとか定義規定、あるいは適用除外の考え方についても、今後、実務的、法技術的にもきちんと詰めていきたいと考えております。

あわせて、特定商取引法の合理的根拠を示す資料の提出命令と、その違反をみなす規定の整備の関連でございますが、運用指針に関連し得る事業者の方で、何らこういった詐欺的な行為を行わない人が不測の影響を受けたり、不透明な環境に置かれたりしないように、予測可能性の高い運用指針をきちんと作っていききたいと思っております。

そういった意味では、まさに「共通の敵」にターゲットを絞って、正業にとってコストが増えたり、法的安定性が失われたりするようなものには決してしないといった制度設計に努めていきたいと思っております。

それから、正木委員から言及がありました、意に反して定期購入をさせてしまうデジタル通販の話に関連して、この報告書（案）の中で民間のリソースも使ってモニタリングをするというところがございますけれども、モニタリングをするというのは、世の中にどういった問題がありそうか、本当にそういった意味では広くモニタリングをするだけでございまして、実際に法執行、法律上の規定に基づいて公権力を行使していく法執行の段階は、これは完全に消費者庁とか経済産業局とか、あるいは都道府県とか、行政当局に移るということでございます。

この報告書（案）の7ページのフットノートの15のところにデジタル・フォレンジックの話もあるのですが、これはもちろん行政庁が法執行をするときの話でございますので、民間の機関が、何か特商法上の罰則を伴うような規定に基づいて公権力の行使を代わりに

行うということはありません。そこはそのようにきっちりと仕分けて行ってまいりますので、しっかりとモニタリング、一般的なサーベイランスという意味においてはマンパワーも必要ですし、ITに詳しい人材の活用などしながら、民間のリソースも活用しながら情報分析を行うのですけども、その後の取締りですとか実際の違反の立証ですとかそういったところは、行政庁が執行能力を向上させながら法執行を強化していく。その執行能力を上げる手段の1つというのがデジタル・フォレンジックということで、悪質事業者が隠そうと思って消したものを蘇らせるといったイメージでございますけれども、来年度予算でこの辺については予算要求を消費者庁でしようと思っております。

そういった法執行もデジタル化に伴って高度化していかなくてはならないとも思っております。この部分はまさに行政庁としてきちんと法執行の体制を充実させていくということでございます。

それから、池本委員から御指摘がありました件につきましても、しっかりと対応していきたいと思っております。この報告書（案）の内容に沿って当然、法改正案、条文化の作業をしっかりと詰めていくということでございますけれども、やはり隙間が生じないようにきちんと要件を詰めていくという作業を、これから消費者庁としてしっかりとやっていきたいと思っております。池本委員をはじめ、委員の皆様の様々な立場から専門的な知見もお借りしてこれまで議論をしてきたわけでございますけれども、今後も色々個別に御相談することもあるかもしれません。その時にはよろしくお願ひできればと思っております。

池本委員から今後の課題として御指摘のありました2つのことについて、お答えいたします。1つは執行体制の強化というところでございます。池本委員がおっしゃったように、法改正をする作業を本格化させていくわけですけれども、同時に、しっかりと取締り、違反者に対する調査・執行、こういったものを行っていくというところは紛れもなく重要なことですので、人員の充実ですとか予算の充実ですとか、そういったことも含めてしっかりと考えていきたいと思っております。

また、預託法の執行体制につきまして、都道府県とか経済産業局のリソースも活用すべきという御意見をいただきました。この点につきましては、よく関係の機関と相談しながら今後考えていきたいと思っております。

いずれにしても、地域でのこういった詐欺的な事業者の活動というのは、地域経済、あるいは地域のコミュニティーに非常によく影響を及ぼすというのは大事でございますし、そういった地域の営みにとって、こういう人が活動しないように国と自治体が協力していくというのは、特商法の執行ですとかその他の色々な関連法令の執行でも明らかになっているところでございますので、この点もよく実態を踏まえながらしっかりと考えていきたいと思っております。

それから、国民生活センターの松本理事長から、今後の課題について大変重要な御示唆を賜りましてありがとうございます。

特定継続的役務の追加などにつきましては、まさに国民生活センターに集まる全国の苦

情相談の動向などを常に意識しながら、しっかりと対応していきたいと思っております。既存の政令指定された特定継続的役務の脱法になっているようなものもあったり、新しい分野とかも出てきたりしているという御指摘もございまして、そういったところも含めて今後必要な検討をしていきたいということで、「今後の検討課題」として報告書（案）にも書かせていただいているところでございます。

その報告書（案）の「今後の検討課題」に関連してアフィリエイト広告の話でございませけれども、この点についてもよく検討していきたいと思っております。他方、前回のこの特商法預託法検討委員会の議論の際に、池本委員の方からアフィリエイト広告に関して幾つか、現行法でもしっかり解釈を明確化することで、取締り・執行をより強めていくことができるという御指摘もいただいております。例えば、販売業者が、違法な何らかの広告について、アフィリエイト広告の人が勝手にやったのだから自分は責任を問われたいといったようなことは決してなくて、やはり販売業者の責任として問われるということですか、あるいはアフィリエイト広告の事業者と販売業者が結託したりして、一体性をしっかり販売業者として認められる場合があれば、特定商取引法の違反として現行法でも当然個別の案件でカバーし得るということ、違反として摘発し得るということも消費者庁から回答として述べさせていただいているとおりでございますので、現行法でできることは最大限行い、そこで漏れるようなことはどうしていくべきか、今後の検討課題ということで考えていきたいと考えております。

それから、松本理事長から御指摘のあった3点目の、事業者と消費者、BとCの境の話でございまして。松本理事長から御指摘のあったインターネットオークションガイドラインについては、事業者性に関するガイドラインにつきまして、もう随分前ですけれども、15～16年前に定められています。それは現にあるわけなのですけれども、松本理事長の御指摘にあったフリーマーケットとかシェアエコ、そういった新しい色々なビジネスの形態が出てきている中で、今後の検討課題で結構大事だと位置付けているのは、やはり十数年前と随分様相が変わってきている要素があるかと思っております。

例えば1点目ですが、インターネットオークションガイドライン、特商法に基づく、皆様御承知の方も多いたと思いますけれども、あの当時はネット上で取引される商品といいますが物品も割合限定的でありまして、イメージでいうとCDだと何枚以上売っていると事業者性がありますとか、あるいは色々なネット上でよく取引されるものが大体何個以上だとみたいな、あと取引金額が幾ら以上だといったような、割合スパッとしたガイドラインになっているし、当時としてはそれでできたというところがあるのだと思っております。

ただ、他方、現実には、インターネットオークションのみならず、フリーマーケットですとか、あるいはそれ以外の色々なサイト、例えばシェアリングエコノミーのプラットフォームでの取引など、やはり取引形態は色々多様化してきていると思っております。取引されている商品というものも非常に多岐にわたるようになってきていると思っております。数限りない商品それぞれに、何個以上を売るとビジネス性になるかというのは、あまり現実的な議

論でもなかつたりするかもしれません。

それから、インターネットオークションガイドラインがつくられた当時ですと、サービスはまだ想定していなかったようなところがございますけれども、やはりシェアリングエコノミーなんかですと、サービス、つまり役務の取引が広く行われている。自分の空いた時間をどうするかとか、あるいは自分のスペースをどうするかとか、そういうことになる、ここから上がビジネスでここから下が消費者という線引きをするのはなかなか難しいです。当然、売主、事業者だけではなくて、ものすごく多くの消費者の人も売主として入ってきたりしている。そうすると、その販売業者に課するような義務を売主である消費者にも課するのが果たして適切なのかとか、なかなか色々な形態が出てきているということであります。

そういうことも踏まえながら、こういった法律での規律、その規律を当てはめるときのメルクマール、事業者性の認定というものをどうするかというのはしっかり検討していかなければいけない課題であります。そういった意味で様々な論点ですとか、ビジネス活動の実態ですとか、あるいはどういう問題が起きているのか、どういう課題があるのかということを中心に捉えながら今後検討していくことが大事だろうということで、報告書（案）の「今後の検討課題」ということで位置付けさせていただいているということがございます。

それから、永沢委員から御指摘のありました、今後この報告書の方向に基づいて、国民向けに重要性とか必要性を委員の1人1人の皆様を含めて展開していただく、全国で勉強会をやったらどうか、という御提案もありまして、まさに我々としてはお願いしたいといえますか歓迎といえますか、素晴らしい御指摘だと思いました。

今日御議論いただいて取りまとめられる報告書に基づいて、我々、しっかり実現していこうと思います。政府部内、あるいは国会での審議に向けてきちんと実現していかなければいけないのですが、国民の1人1人からできるだけサポートしてもらって支援してもらえるような、そういう全国レベルでの雰囲気を作っていくというのは、まさに皆様と一緒にやっていかなければいけないことだと思っております。永沢委員が「頑張ってください」、じゃなくて、「頑張ってください」なのだと思います」というふうに言い直されたところに、まさに今後の我々がなすべきことの本質が入っていると痛感いたしました。

事務局として、消費者庁として、きっちり頑張ってもらいますけれども、是非ここで委員の皆様にはこれで終わりと思っていだかないで、是非一緒にこの流れをこれからも作っていただくということを我々としてもお願いしたいと思っておりますし、永沢委員からそういう御指摘をいただいたというのは、非常に大事な観点だと思っております。

また、永沢委員からは、隙間がないように、シームレスなしっかりとした制度的な枠組みを作るべきだという御指摘もありましたので、しっかりと実務的に詰めたいと思っておりますし、関係省庁ともきっちり連携を取っていききたいと思っております。

それから、樋口委員から御示唆がありました、今後の新しい消費者行政の方向性について、この報告書（案）に盛り込んだということでございまして、この委員会の委員の皆様このこれまでの議論につきまして、新しい今後の消費者行政の大事な柱、方向性ということできっちり実現していきたいと思っております。

消費者の脆弱性ですとか、あるいは限定合理性のそういった側面というものをしっかりと捉えるということが、政策の立案ですとか実行、法執行も含めてですけれども、大事だということは、この委員会の議論で委員の皆様からいただいたところでございます。しっかりと法制度の設計をしていきたいと思っておりますし、関係省庁ときっちり連携した上で、国会での審議を経て実際の法律改正ということに向かってまいりますので、引き続き御指導をお願いしたいと思っております。

若年成人の論点につきましても、消費者行政として大事な論点だということでこの報告書（案）でも捉えておりますし、今回の特定商取引法の改正でもその考え方というのはきっちり実現していきたいと思っておりますので、是非、引き続き応援をしていただければと思っております。

デジタル取引につきましても、この報告書（案）で新しい方向性・大方針・考え方をまとめていただきましたので、具体的な措置内容をきっちり詰めていきたいと思っております。

○河上委員長 いいですか。皆様に3分を厳守と言ったのに事務局の説明が長いので、少し中断させていただきました。

まだ御発言になっていない委員もいらっしゃるのですけれども、よろしいですか。吉村委員、何かよろしいですか。

○吉村委員 本当に河上委員長と事務局の皆様には、ウェブ開催ということで色々と運営の御苦勞もあったかと思うのですけれども、報告書もまとめていただきましてありがとうございました。他の委員の皆様もおっしゃっておられましたけれども、これから法改正の作業を進めていく上でも本当に御苦勞があるかと思うのですが、是非この報告書の内容が実現されますことを信じております。

そして、地方自治体としましては、まさにこの報告書にまとめられた内容を、消費者庁さんや他の国の皆様方、事業者団体の皆様、消費者団体の皆様と実現していく立場にありますので、法執行の強化ですとか、また相談現場でより多くの消費者の方の被害の救済に繋がるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○河上委員長 どうもありがとうございました。辻委員もまだお声がないですがよろしいですか。

○辻委員 結構です。進めてください。

○河上委員長 そうしましたら、申し訳ないですが、かなり時間が経過してまいりましたので、10分ほど休憩を入れさせていただきます。大臣が多分15時40分ぐらいにお見

えになるというようなことでしたので、10分休憩をして空気の入れ替えを少しさせていただければと思います。15時35分ぐらいまで休憩をいただきたいと思います。

(休 憩)

○河上委員長 それでは始めたいと思います。

どうも皆様ありがとうございました。ここからは本日の議論を踏まえまして、私の方から簡単に総括をするという段取りになっておりまして、総括をしたいと思います。ただ、総括と申しましても、皆様の御意見を伺いまして、今回の報告書（案）について基本的に皆様御賛成いただいているだけではなくて、むしろここで書かれたことをしっかりやれというふうに消費者庁を応援するお言葉が多かったように思います。そのような意味で、総括をするというよりも、むしろ御礼の言葉を申し上げた方がいいのかなという気がしております。

実は、新型コロナウイルスの感染拡大への対策ということもございまして、慣れないリモート会議を何回もさせていただいて、皆様には大変御苦勞をお掛けしたのではないかと反省しておりますけれども、逆にこの短期間のうちに充実した議論をしていただいたということで、私の進行の至らぬ点を補っていただいたということで、心から御礼を申し上げたいと思います。

これだけ短期間のうちに特定商取引法・預託法に関する、今後のいわば大方針というにふさわしい報告書がまとめられたのは、先ほど事務局からも話がありましたけれども、委員の皆様の人一人一人の御尽力の賜物であると思っております。

1980年代に豊田商事のあの事件があって、それを機に制定された預託法ですが、色々な限界があるということが指摘されつつも、35年にわたってなかなか手が付けられなかった。そこに一定の決着をつけようとするという大方針がここに報告書としてまとまりそうだとということで、私も大変安堵しております。この委員会の最初の会合で私の方から、事業者団体の方も消費者団体の方もそれぞれバックアップグループはあるだろうけども、この委員会では委員の皆様の個人的な識見が問われているということ、そして事業者の方も一歩外に出れば皆様が消費者、その意味では本委員会の課題は、国民全体にとっての課題なのだというような話をさせていただき、納得のできるどころから意見をどんどんまとめていこうということを申し上げたところでございます。

その結果ですが、人間の持っている脆弱さとか弱さ、これは私も含めて全ての人に脆弱さがあるわけなのですけれども、その脆弱さが、色々な状況だとか、特にこのようなデジタル時代の中で顕在化していくということなのです。そうした人間の弱さにつけ込んで不当な利益を上げようとするそういう悪質な、「事業者」とは言いません、悪質な「連中」です。そうした悪質な連中の行為は断じて許さないという、検討委員会の皆様の断固たる意志がここに示せたのではないかと考えているところでございます。

本日まとまった報告書の内容は、まさに消費者サイドからこの問題に関わられている方々、それから経済界の方々、消費者法とか消費者政策の専門家、行政実務の経験者等の全ての関係者の総意としてコンセンサスが得られた、画期的な方針と呼ぶにふさわしいものと考えておるところでございます。

特に、私がこれまでの会で一番感銘を受けたのは、産業界の皆様の真摯な態度でございました。産業界の皆様は、やはり公正で安心できる生活環境や仕事、市場を守るのは我々の使命でもあるということをはっきりとおっしゃって、それが消費者・事業者双方にとって共通の社会的課題なのだというを互いに認識させていただけたということは、私にとっては大変うれしいことでした。

皆様の御支持を頂戴した報告書がこうやって取りまとめられてきたということについては、委員会のメンバーだけでなく、実はこれを支えてくれた事務局の方々の熱意であったということを、ここで御報告申し上げたいと思います。事務局がしっかりと支えてくださらなければ、これだけ早く報告書ができるということは、これはなかったと思います。その意味では、私はねぎらってあげたいと思います。

今後、消費者庁の方で具体的な制度改正に向けた詰め作業を行っていくことになりまされども、おそらく政府部内でも様々な調整というものもありましようから、なかなか大変であることは私も承知しております。前回、会議後、出がけに伊藤長官と立ち話をしていましたら、長官が「私はお腹がいっぱいです」とおっしゃったのです。まあ冗談で、やるべき課題がたくさんあるということだったのでしょうけども、ただ、目だけはものすごく落ちておられて、しっかり覚悟を決めておられたという印象でございました。本当は「お腹いっぱい」と言われたので、私としては「消化の良いものだけを詰め合わせました」と申し上げようと思ったのですが、それは言えずに今日に取っておいたわけでございます。

いずれにいたしましても、これからは消費者庁の背中を後押しして、この報告書に盛り込まれたことが日本で暮らす全ての人々にとって必要なものであって、早期に実現していかなければならないということを、是非とも社会のあちこちで訴え続けていくということが重要になってくると思います。さっき永沢委員からも話がありましたけれども、これは「みんなで頑張っていきましょう」ということで、社会に対しても我々で訴えかけていくことが必要になろうかと思っております。皆様のお力添えを今後ともよろしくお願ひしたいと思います。私からそのことをお願い申し上げて、特商法預託法検討委員会の総括とさせていただきます。

今更ではございますが、それでは配布しております報告書（案）をもって委員会の報告書とさせていただきますと思っておりますけれども、御異議ございませんでしょうか。

(委員から「異議なし」の発声あり)

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。この「(案)」を取ってください。

ここで衛藤晟一消費者及び食品安全担当大臣に御出席をいただいておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思えます。衛藤大臣、よろしくお願ひいたします。

○衛藤大臣 消費者及び食品安全担当大臣の衛藤晟一でございます。

まず、検討委員会の委員の皆様には、本年2月から、6回にわたりまして、特定商取引法と預託法の制度の在り方について、毎回、長時間、熱心に御議論いただいたと聞いております。本日、取りまとめに至ったことにつきまして、委員の皆様のお尽力に心から感謝申し上げます。また、河上委員長には、多くの論点がある中で、委員長として議論を取りまとめていただきまして、重ねて御礼申し上げます。ただ今の総括の言葉を聞いておりましたが、河上委員長はじめ、委員の皆様方の御労苦に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私どもも、色々な課題がありますので、是非検討に踏み切るべきだということを申し上げてまいりました。素晴らしい検討をいただいたと思っておりますので、心から御礼を申し上げます。

2月の第1回会合でも申し上げましたが、より巧妙化する悪質商法に対して、迅速かつ強力に対処することは非常に重要であります。消費者取引の公正を確保し、同時に、健全な事業活動に対して不測の影響が出ないように、消費者被害を発生させる悪質事業者である「共通の敵」にターゲットを絞った抜本的な制度改革を実行する必要があります。

また、経済活動のデジタル化の進展によって、デジタル・プラットフォームを介した消費者取引が拡大するなど、消費者取引を取り巻く環境が大きく変化する中で、信頼性のある市場を作るための環境整備は喫緊の課題であります。

今回の取りまとめでは、過去に大規模な消費者被害を発生させた販売を伴う預託等取引契約の原則禁止や、近年、消費者相談が急増している詐欺的な定期購入商法に関する規制強化など、特定商取引法や預託法の制度改革が盛り込まれています。

特に、販売を伴う預託等取引契約の原則禁止については、消費者庁の経験に加え、これまでこの問題に全力で取り組んでこられた皆様、そして悪質事業者の被害者の声に耳を傾け、悪質事業者と闘ってきた全ての人々の成果であると考えています。

また、新型コロナウイルス感染症がもたらした「新たな日常」の中で消費者の不安を払拭することが重要です。このような中で、「必要な制度改革と厳正な法執行」、「産業界の自主的な取組とその支援」、「消費者の賢く適切な判断を導くための取組」を「三位一体」で進めていくことが必要不可欠です。

今回の報告書には創設10年を経た消費者庁にとって重要なテーマが多数盛り込まれており、報告書の提言について、早期の実現を図りたいと考えております。改めまして、河上委員長、委員の皆様にお礼を申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○河上委員長 衛藤大臣、ありがとうございました。

なお、本日の議論につきましては、運営要領に基づきまして議事録を作成し、委員の皆様に御確認をいただいた上で公表したいと考えております。

本日はお忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございました。全6回にわたる当委員会への御参加に改めて心から御礼を申し上げます。それでは、これで検討委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。